

中東知的財産ニュースレター Vol.52

クウェート — 特許の実体審査

2021年1月5日に湾岸協力会議(GCC)首脳会議の年次会合が開催され、GCC特許庁が2021年1月6日をもって新規特許出願の受け付けを停止する旨の決議を発表した。つまり、GCCの特許制度が中断されることになった。

GCCの加盟国であるクウェートでは、長年にわたり、GCC特許庁を通じて特許保護が提供されてきた。特許出願に関する国内の制度は設けられていたものの、クウェート特許庁は単に出願を保管する機関としての役割を果たしていたに過ぎず、国内出願の願書提出後にクウェート特許庁から情報が提供されることはなかった。クウェート国内において実体審査や特許付与が行われることはなかったのである。

クウェート特許庁は現在、特許出願の実体審査を開始している。2021年1月には2件の特許が付与され、2021年1月17日付で発行された公報第1518号(67年)により公開されている。付与された特許2件に関する許可決定は、アラビア語版の当該公報で公開された。その内容は、クウェート公報「Kuwait Al-Yawm」の公式ウェブサイトを通じて確認することができる¹。

クウェートの法および規則によれば、出願が法および施行規則に定められた条件を満たしていることが実体審査により明らかになった場合、特許庁は特許付与の決定を発行し、出願人への通知と関連の諸費用の支払がなされた後で、当局の決定が登録局に登録され、公開されることになっている。公開日から3か月以内に関係者が当局の委員会に異議を申し立てなかった場合、公開日から3か月後に特許付与の文書が特許権者に交付される。

他方、出願が特許不可能であることが実体審査によって明らかになった場合、特許庁は当該出願を拒絶する旨の決定を発行し、拒絶理由を説明する。この決定は出願人に告知した上で公開されることになっている。拒絶決定を不服とする出願人は、決定の公開日から3か月以内に当局の委員会に異議を申し立てることができる。

上述したようなクウェート情勢の進展は歓迎すべき成り行きである。GCC特許が中断した後のクウェートの立場については、正式な発表がまったくなかったからである。クウェート特許庁は、今後も引き続き国内で提出された特許出願に対する特許付与のプロセスの円滑化を図り、知的財産権者にクウェートにおいて自らに発明を保護するように促すべきであろう。

¹ <https://kuwaitalyawm.media.gov.kw/>

アラブ首長国連邦 — 商標出願に関わる認証済み委任状および優先権書類の期限後提出

アラブ首長国連邦 (UAE) 経済省の商標・著作物部 (UAE Trademarks and Copyright Works Department – Ministry of Economy) が 2021 年 4 月 11 日付で発表した公式通達によれば、認証済みの委任状 (POA) の期限後提出は新規の**商標出願**については許容されているという。商標出願の時点で認証済みの委任状が入手できない場合、出願人または商標代理人は、商標出願の願書提出日から「30 日」以内に認証済みの委任状が提出される旨の保証書を提出することができる。委任状の期限後提出について追加の公定料金が適用されることはない。

認証済みの委任状の提出は商標出願の時点で厳格に適用される要件であるが、特に新型コロナウイルスの世界的流行のために委任状の認証が遅滞するという事態に直面している出願人が多いという事情を鑑みれば、今回の通達はまさに時宜を得たものであった。さらに、委任状がないために優先権を主張できずにいる商標権者にとって、今回の弾力的措置は非常に重要なものである。

現行の手続によりパリ条約の原則に従うとした場合、優先権を主張することができるのは、UAE における優先権出願の出願日から 6 か月以内に限られる。また、優先権書類の提出が可能なのは UAE における優先権出願の出願日から 3 か月以内である。それら優先権書類の期限後提出について追加の公定料金が適用されることはない。

商標登録の更新や登録後の記録の変更についても認証済み委任状の期限後提出が認められるか否かという問題は、今回の公式通達では触れられていない。それどころか、経済省への異議申立や上訴については委任状の期限後提出は認められず、それらの申立や上訴が提起される時点で完全な認証を受けた委任状の提出が要求されることが通達に明記されている。

委任状の認証手続きに長い時間がかかる法域は数多く存在するため、商標権者にとっては、可及的速やかに委任状の認証を手配することが重要となる。出願人が外国人の場合、さらに一定の国内手続 (UAE 外務省における委任状認証プロセスを完了させる、認証された委任状のアラビア語訳を入手する等) が必要になる。

UAE 国内の出願人は、UAE に所在する公証人が証明した委任状の提出が要求されるだけである。

サウジアラビア — サウジの個別コード (ccTLD) ドメイン名「(.sa)」およびアラビア語表記の「السعودية」(.ALSUADIAH)

ドメイン名「.sa」が開始されたのは1995年のことであるが、アラビア語表記で「.Saudi」を意味するドメイン名「السعودية」の登録は2010年に始まった。サウジのドメイン名市場の改善をはかり、ドメイン名業界にベストプラクティスを適用するための一手段として、サウジ通信情報技術委員会 (CITC : Saudi Communication and Information Technology Commission) は2021年2月に「サウジ・ドメイン名登録規則」を改正し、「登録機関-指定事業者モデル」を採用した。それにより、公認の指定登録業者を通じて民間部門からサウジの国別ドメイン名を登録することが可能になった。

CITC の発表によれば、すべての登録人（政府機関を除く）は自らのドメイン名を指定事業者に移転しなければならず、この移転プロセスは2021年12月31日までに完了させなければならない。期限内に移転が終了しないと、移転されていないドメイン名は取り消されてしまう。

改正された登録規則の中では、異議申立に関連する規定が「ドメイン名紛争の解決」と題した新たな規則に差し替えられている。それと同時に刑事告発に関する規則が追加されるなど、「登録機関-指定事業者モデル」の導入を支援するための改正が盛り込まれている。

2021年4月6日をもってサウジのドメイン名に関する紛争解決は「WIPO 仲裁調停センター」によって提供される旨を CITC が公言している、という点に留意することが肝要である。

統一ドメイン名紛争処理方針 (UDRP :Uniform Domain-Name Dispute-Resolution Policy) と「.SA」に関するサウジの方針との間には、相違点がいくつかあることを強調しておくことが重要であろう。ただし、訴訟を提起する原告が係争中のドメイン名に関して満たすべき要件はUDRPに基づく要件と同様で、以下のようなものである。

1. 係争中のドメイン名は、原告が権利を有している商標と同一であるか、混同を生じさせる程度に類似していること。
2. 問題のドメイン名の登録人が、当該ドメイン名に関する権利または合法的な利益をいっさい有していないこと。
3. 問題のドメイン名が悪意 (bad faith) により登録または使用されていること。

新型コロナの世界的流行によりサーバー犯罪が増加したことが明らかになっているが、サウジのドメイン名をめぐる事情は、そうした現状とは趣を異にしていると言えよう。「.SA」または「السعودية」のドメイン名を登録するための適格要件による制約が厳しいため、サイ

バースクワッティングのリスクが軽減されるからである。サウジのドメイン名登録は、以下のカテゴリーに属する者にしか認められない。

- サウジアラビア国内に実在している事業体。
- 成年に達している自然人であって、サウジ国籍の身分証明書またはサウジアラビア内務省が発行したこれと同等の文書を所持している者。
- サウジアラビアの関係当局が発行した登録証または許可を所持している事業体。
- サウジアラビアにおいて登録されている商標または商号の所有者。

オマーン — オンライン商標出願の手数料引き上げ

オマーン商工投資促進省知的財産局（Intellectual Property Directorate at the Ministry of Commerce, Industry and Investment Promotion）は、通達 1447/2021 号により、当局が新設されたオンラインポータル「Invest Easy」を通じた商標出願の受け付けを 2021 年 3 月 7 日から開始するとともに、2021 年 3 月 11 日をもって紙媒体による出願の受理を打ち切ることを発表した。

新規の商標出願をオンラインで行うことができるのは、オマーンの国民、企業および国内の代理人のみである。

それと同時に、電子システムにより処理される商標案件すべてに関して、公定料金の 20% 引き上げが当局から発表された。

オマーン — リスボン協定のジュネーブ法に加入

オマーンは 2021 年 3 月 30 日付で、「原産地名称および地理的表示に関するリスボン協定」のジュネーブ改正協定への加入書を寄託した。この加入書は、2021 年 6 月 30 日付で効力を発生する。

今回の加入書寄託は、オマーン経済にプラスの影響をもたらし、オマーン乳香、アルサイディカジャール（オマーンの伝統的な短剣）など、オマーンの豊かで多様な自然遺産および文化遺産が生み出したユニークな名品を保護するものとなるだろう。

イラン — マドリッド電子出願サービスを提供

イランは、アジア/中東地区の国家として初めて、商標使用者にマドリッド電子出願サービスを提供することとなった。

2021年3月5日、イラン知的財産センター（IPC:Iranian Intellectual Property Center）は、商標出願人を対象として、同センターのウェブサイト経由でマドリッド電子出願サービスにアクセスするルートの提供を開始した²。これによりブランド権利者は、オンラインによる国際出願を行う可能性を手にするとともに、「Madrid Goods & Services Manager」（MGS）に直接アクセスして商品やサービスの分類リストをチェックできるようになる。

² イラン知的財産センターのウェブサイト <https://iripo.ssaa.ir/>

[特許庁委託]

中東知的財産ニュースレター Vol. 52

[著者]

United Trademark & Patent Services [UTPS]



[発行]

日本貿易振興機構 ドバイ事務所

JETRO
日本貿易振興機構(ジェトロ)

2021年5月発行 禁無断転載

本ニュースレターは、United Trademark & Patent Services [UTPS]が英語にて原文・日本語訳を作成し、JETRO ドバイ事務所がそのチェックと修正を施したものです。また、本ニュースレターは、作成の時点で入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは著者及び当事務所の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりでであることを保証するものでないことを予めお断りします。なお、本ニュースレターの内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

また、JETRO は、ご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なうようお願いいたします。本文を通じて皆様に提供した情報の利用により、不利益を被る事態が生じたとしても、JETRO はその責任を負いかねます。